

議案第15号

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市公民館運営審議会の廃止、米原市東草野小中学校利活用事業者選定委員会、米原市デイサービスセンター事業者選定委員会および米原市学びあいステーション運営審議会の新設ならびに既存の附属機関の名称等の見直しを行うため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部米原市地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

米原市東草野 小中学校利活 用事業者選定 委員会	東草野小中学校 の貸付けに係る事 業者の選定に関し、 必要な事項を調査 審議すること。	15 人 以内	(1) 関係自治会の代表者 (2) 市の職員 (3) 前 2 号に掲げるもの のほか、市長が適当と認 める者	委嘱または 任命の日か ら事業者の 選定が終了 するまで
-----------------------------------	---	------------	--	--

別表第 1 市長の部米原市障がい者計画等審議会の項所掌事務の欄を次のように改める。

次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計 画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法（昭和 22 年 法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画の策定および見直しな らびに当該計画の推進に関すること。 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基 づく、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関すること。

別表第 1 市長の部米原市障がい者計画等審議会の項委員の任期の欄中「2 年」を「3 年」に
改め、同部米原市福祉有償運送運営協議会の項の次に次のように加える。

米原市地域包括 支援センター運 営協議会	米原市地域包括支 援センターの適切、公 正かつ中立な運営の 確保を図るために必 要な事項を調査審議 すること。	10 人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 介護保険の関係事業者 および関係団体の代表者 (3) 介護保険の被保険者 (4) 高齢者の権利擁護およ びその相談事業を行う者 (5) 前各号に掲げるものの ほか、市長が適当と認める 者	3 年
----------------------------	--	------------	---	-----

米原市デイサービスセンター事業者選定委員会	デイサービスセンターの貸付けに係る事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者 (3) 市の職員 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者	委嘱または任命の日から事業者の選定が終了するまで
-----------------------	--	------	---	--------------------------

別表第1市長の部中「米原市健康づくり・食育推進協議会」を「米原市健康づくり推進協議会」に、「米原市特別支援保育審査会」を「米原市特別支援保育支援委員会」に改め、同部米原市民交流プラザ運営審議会の項の次に次のように加える。

米原市学びあいステーション運営審議会	米原市学びあいステーションの運営および事業の効果的な推進に関する事項を調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域を代表する団体の代表者 (3) 地域まちづくり活動を推進する団体等で活動する者 (4) 社会教育、文化団体等で活動する者 (5) 公募による市民 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者	2年
--------------------	--	-------	---	----

別表第1備考中「米原市立隣保館運営協議会は米原市立隣保館条例第2条に定めるそれぞれの隣保館ごとに、」を削る。

別表第2市長の部米原市地域包括支援センター運営協議会の項を削り、同表教育委員会の部米原市公民館運営審議会の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1に米原市学びあいステーション運営審議会の項を加える改正規定および別表第2の米原市公民館運営審議会の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

米原市附属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						
附属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員 の 定数	委員の構成	委員の 任期	附属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員 の 定数	委員の構成	委員の 任期	
市長	略					市長	略					・ 米原市東草野小中学校利活用事業者選定委員会の新設
	米原市地域公共交通会議	略				米原市地域公共交通会議	略					
	米原市東草野小中学校利活用事業者選定委員会	東草野小中学校の貸付けに係る事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 関係自治会の代表者 (2) 市の職員 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者	委員は任命の日から事業者の選定が終了するまで							
	略											
米原市障がい者計画等審議会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項	略	略	略	3年	米原市障がい者計画等審議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画および障害者の日常生活及	略	略	2年	・ 米原市障がい者計画等審議会の所掌事務および委員の任期の変更	

		<p>に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関するすること。</p> <p>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づ</p>							<p>び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関する事項について調査審議すること。</p>				
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				か、市長が 適当と認 める者							
米原市デイサ ービスセンタ ー事業者選定 委員会	デイサービス センターの貸付 に係る事業者 の選定に関し、必 要な事項を調査 審議すること。	8人 以内	(1) 学識経 験を有す る者 (2) 施設の 管理運営 について 専門的知 識を有す る者 (3) 市の職 員 (4) 前3号 に掲げる もののほ か、市長が 適当と認 める者	委嘱また は任命の 日から事 業者の選 定が終了 するまで							・米原市デイサービ スセンター事業者 選定委員会の新設
略											
米原市健康づ くり推進協議 会	略										・米原市健康づくり・ 食育推進協議会の 名称の変更
略											
米原市特別支 援保育支援委 員会	略										・米原市特別支援保 育審査会の名称の 変更
略											

米原市民交流 プラザ運営審 議会	略				米原市民交流 プラザ運営審 議会	略					
米原市学びあ いステーション 運営審議会	米原市学びあ いステーション の運営および事 業の効果的な推 進に関する事項 を調査審議する こと。	12人 以内	(1) 学識経 験を有す る者	2年							・米原市学びあいス テーション運営審 議会の新設
			(2) 地域を 代表する 団体の代 表者								
			(3) 地域ま ちづくり 活動を推 進する団 体等で活 動する者								
			(4) 社会教 育、文化団 体等で活 動する者								
			(5) 公募に よる市民								
			(6) 前各号 に掲げる もののほ か、市長が 適当と認 める者								
略					略						

備考 米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例(平成17年米原市条例第18号)第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。

別表第2(第5条関係)

付属機関の属する執行機関	名称	根拠法令等の名称
市長	略	
教育委員会		
	米原市図書館協議会	略
	米原市文化財保護審議会	略

備考 米原市立隣保館運営協議会は米原市立隣保館条例第2条に定めるそれぞれの隣保館ごとに、米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例(平成17年米原市条例第18号)第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。

別表第2(第5条関係)

付属機関の属する執行機関	名称	根拠法令等の名称
市長	略	
	米原市地域包括支援センター運営協議会	米原市地域包括支援センター条例(平成27年米原市条例第6号)
教育委員会	米原市公民館運営審議会	米原市公民館条例(平成17年米原市条例第170号)
	米原市図書館協議会	略
	米原市文化財保護審議会	略

・米原市立隣保館運営協議会の廃止に伴う削除

・米原市地域包括支援センター条例の一部改正により米原市地域包括支援センターの設置根拠を当該条例別表第1に定めることに伴う改正

・米原市公民館運営審議会の廃止